

介護保険の手続きにおける本人確認の方法

別紙1

1 本人から個人番号の提供を受ける場合

	番号確認	身元確認
対面・郵送 (注1)	① 個人番号カード	① 個人番号カード
	② 通知カード	② 運転免許証、運転免許経歴証明書、旅券、在留カード、特別永住者証明書など公的機関が発行した顔写真つき身分証明書
	③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	
	④ ①から③までが困難であると認められる場合 市において住民基本台帳ネットワークへの確認、住民基本台帳の確認等によって確認を行う。	③ ①～②が困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

2 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合

	(ア)代理権の確認	(イ)代理人の身元確認	(ウ)本人の番号確認
対面・郵送 (注1)	① 法定代理人(成年後見人等)の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類 ② 任意代理人の場合には、委任状	① 代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、在留カード、特別永住者証明書等 ② 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施されているもの ※ 居宅介護支援専門員証等	① 本人の個人番号カード又はその写し ② 本人の通知カード又はその写し ③ 本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し
	③ ①②が困難であると認められる場合には、官公署等から本人に対し発行・発給された書類 ※ 本人の介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、公的医療保険の被保険者証	③ ①②が困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上 ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等	④ ①から③までが困難であると認められる場合 市において住民基本台帳ネットワークへの確認、住民基本台帳の確認等によって確認を行う。

(注1) 郵送の場合は、書類又はその写しの提出